

## 取り壊し建物の届け出と 新築・増築の調査

建物の固定資産税は、1月1日現在の建物の所有者に対して課税されます。平成30年中に住宅や倉庫などの建物を取り壊した人は、課税課に届け出をお願いします。  
また、市は、固定資産税の評

価額を定めるため、年内に完成する新築・増築家屋の調査を順次行っています。未調査の人で訪問日時（平日午前9時～午後4時）の希望がある人は、課税課（☎47-8178）までご連絡ください。



### 自動車の名義変更など 手続きはお早めに！

毎年、年度末の3月は、自動車の名義変更や住所変更、廃車手続きなどのため、窓口である中部運輸局岐阜運輸支局が大変混雑します。自動車の登録などに関する手続きは、早めに済ませましょう。  
詳しくは、同支局（☎050-5540-2053）へ。

### 大垣税務署の申告相談 電話で事前予約を

大垣税務署は、平成30年分確定申告会場を、平成31年2月18日から3月15日まで（土日除く）、例年どおり市民会館に開設します。  
その期間以外にも、電話による「事前予約」をされた人を対象に、税務署内で所得税及び復興特別所得税などの申告相談を行っています。  
詳しくは、大垣税務署個人課税第一部門（☎78-4101 内線413）へ。

## ごみの野焼きは 禁止されています



家庭で、ごみを屋外焼却することは一部の例外を除いて法律で禁止されています。  
屋外焼却は、煙や悪臭だけでなく、有害物質であるダイオキシンも発生し、周囲にも大変迷惑です。  
各家庭のごみは、分別を徹底して、指定された日に「ごみステーション」に出してください。

### 焼却禁止の例外

- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却（しめ縄をたく行事など）
- 農業・林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- たき火そのほか日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却（落ち葉たきなど）

上記は一例です。また、上記に該当する場合であっても、近隣の迷惑とならないよう、風向きや時間帯に注意してください。  
詳しくは、環境衛生課（☎47-8563）へ。

### ご利用ください！ 育英資金制度

市は、経済的な理由で修学が困難な人を支援するため、「育英資金制度」を設けています。利用を希望する人は市内の高校または社会福祉課にお尋ねください。  
なお、募集要項は平成31年3月下旬から、同課などで配布します（市HPからダウンロード可）。  
\*対象／大学、短期大学、大学院、専修学校（専門課程）、高等専門学校（4・5年）の学生  
\*支給月額／2万5,000円（助成2,500円＋貸付2万2,500円）



\*問合せ／同課（☎47-7256）へ

### 農地中間管理事業の活用を

市は、農業振興地域における農地の貸し借りの仕組みとして、「農地中間管理事業」を行っています。  
これは、県の指定を受けた農地中間管理機構が、耕作を続けることができなくなった農地を借り上げ、意欲ある農業者に貸し付けるものです。  
ご自身で耕作や農地の管理を続けることが難しくなった場合は、この事業の活用をご検討ください。  
詳しくは、最寄りのJAまたは農林課（☎47-8628）へ。



## 下水道に油を流さないで！

油をそのまま下水道へ流すと、排水管や下水管のつまり、悪臭発生の原因となります。油を使用した後は、処理をしっかりと行いましょう。  
詳しくは、下水道課（☎47-8713）へ。

### ＜油の処理のポイント＞

#### ①使い切る

残った油は熱いうちにこし器にうつし、炒め物などで使いきりましょう



#### ②拭き取る

鍋や皿についた油汚れは、拭き取ってから洗いましょう

#### ③吸い取る

古い油は、新聞紙などで吸い取るか、油を固める製品で、燃えるゴミとして出しましょう

### ～空家バンクを開設しています～

## 住まなくなった家、登録しませんか？

市は、空家の有効活用を通して、地域の活性化や移住定住の促進を図るため、「空家バンク」を開設しています。これは、空家の売却・賃貸を希望する空家所有者と空家の購入・賃借を希望する空家利用希望者の橋渡しを行う事業です。  
住まなくなった家をお持ちで、売却や賃貸をしたいと考えている空家所有者の皆さん、空家バンクに登録しませんか。  
詳しくは、市空家バンク専用HPまたは、住宅課（☎47-8184）へ。

大垣暮らし 空家バンク

検索

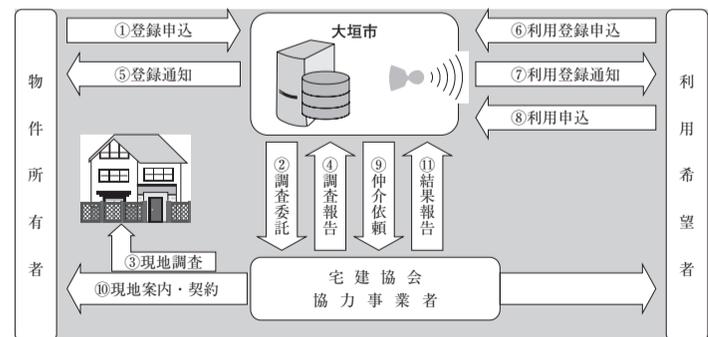
### ◆対象とする空家

- ▷対象地域／市内全域
- ▷対象空家／次の①～⑤すべてに該当する物件
  - ①所有者（相続）登記が完了していること
  - ②抵当権などが設定されていないこと
  - ③土地の所有者が同一であること
  - ④一戸建てであり店舗・長屋・アパートでないこと
  - ⑤不動産業者で取り扱っていないこと

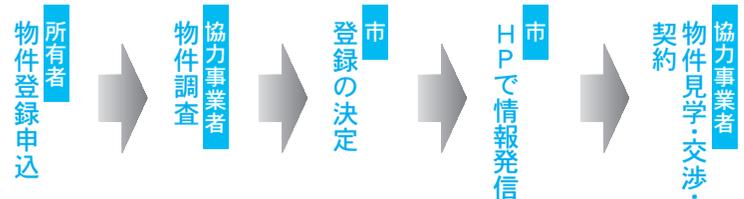
### 審議会を傍聴してみませんか

社会教育委員の会	担当：社会教育スポーツ課（☎47-8039）
12/18(火) 10:00～11:30	情報工房2階 会議室4
・地域社会教育推進事業について	

### ◆空家バンク事業のイメージ図



### ◆申込から契約までの流れ



※市は物件に関する交渉や売買、契約について一切関与しません